

工事現場の安全訓練について

岩手県 宮古地方振興局土木部 技師 後藤 成二

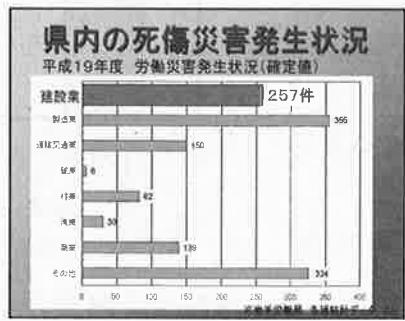
1 はじめに

岩手県の森林土木工事（治山・林道）は農林水産部森林保全課が定めた「森林土木工事における労働安全指導推進方針」に基づき、請負者に対し、通知や現場監督による指導、安全パトロールにより労働災害の未然防止を図っています。

しかし、岩手労働局の統計によると、平成19年度の労働災害は全体で1,343件発生しており、建設業については257件発生しています。

そのうち森林土木工事の労働災害は4件発生しています。今年度においては、林道工事で1件の死亡事故が発生し、現場の完成を見るところなく、尊い命が亡くなりました。

年々、労働災害が減少傾向にありますが、なくなることはありません。



岩手県の県営建設工事においては、契約に基づき請負者は1ヶ月に1回、安全教育を行うことが義務付けられています。

自分が担当している現場を確認したところ、安全教育の内容は主にビデオ視聴によるもの、色々な資料を用いて講習を行っているものが、多く見られました。決して内容が悪いわけではありませんが、形骸化されており、参加者の人数も作業時と比較し少ないように見られました。



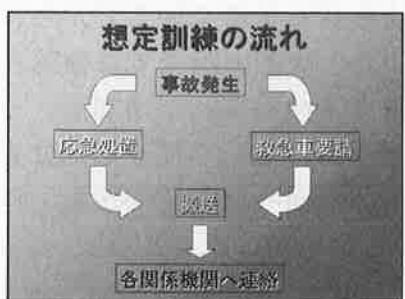
このような現状で、果たして安全教育となっているのか、安全に対する意識改革のため、教育内容について検討することとしました。

2 取り組みとその成果

(1) 教育内容の検討

形骸化した現状の背景には、短い工期のため雨天等により作業を中止した日に実施することが多く、前日または当日に教育内容を決定していること、他の現場に作業員が割り当てとなることが原因となっていました。

この状況を打破するため、安全教育を計画的に実施、作業員全員が関心と役目を持つことができる、現地での想定訓練を実施することとしました。



(2) 想定訓練の実施

訓練の流れは、事故発生後、救急車の要請（初動訓練）、被災者の応急処置（応急処置訓練）、各関係機関への連絡（伝達訓練）を順次行うこととしました。

① 事故発生の概要

事故の内容は、見通しの良い直線区間において、法面で作業していた際に直下の作業員に転石が直撃し、右足の骨折と多量の出血を伴う事故が発生したという想定で実施しました。

また、現場の責任者である現場代理人と救護担当は現場事務所にて作業しており、被災地周辺にいなかったことを併せて訓練を実施しました。

② 初動訓練

事故発生直後、付近の作業員は電話通信可能地点（現場事務所）までの移動と救急車の要請、手動式のサイレンを用い、周囲に作業の中止を周知させました。

③ 応急処置訓練

救急車到着まで、被災者の止血と担架の作成から搬送までの訓練を実施しました。

止血はタオルを巻き、棒を用いて締め付ける方法を行いました。

担架の作成は2m程度の棒を2本と、作業着の上着を2着準備し、チャックを閉め胴から袖に棒を通して完成となります。

作業着の代用品として、ロープや袋等も利用できます。



担架作成後は救急車の進入可能地点まで搬送しました。

実際は被災者を動かさないようにするのが良いと思われますが、訓練のために実施したもののです

④ 伝達訓練

作業員から連絡を受けた救護担当は直ちに現地へ向かい、状況、被災箇所、応急処置の方法、作業員の人数、被災者の意識を確認しました。

救急車到着後は救護担当が状況を説明し、救急車に同乗して病院へ行きました。

搬送後、現場代理人は各関係機関へ連絡し、そのうち本振興局土木部においては、現場代理人からの連絡を受付票の内容に沿って聞き取りを行いました。

⑤ 反省会

想定訓練終了後に反省会を行いました。

各作業員からは、緊急事態のために気の焦りが生じてしまうこと、普段気が付かない危険の予知や緊急時に備えることの必要性について挙げられました。

救急隊員からは、訓練の評価や応用、心肺蘇生法の受講を勧める等、日常でも必要な救護の助言がありました。



(3) 成果

① 形骸化された安全教育の改善ができた。

ビデオ視聴や資料説明による形骸化された教育ではなく、想定訓練により新鮮味のある安全教育を実施することができました。

② 作業員が労働災害に対し危機意識を持った。

訓練を通じて、労働災害の怖さや命の尊さについて再認識し、作業者全員が危機意識を持つことができました。

③ 応急処置の方法や日常使用しない道具の点検が必要である。

緊急時に誰もが対応できるよう、日頃から応急処置の方法を習得しておく必要があります。また救急箱やサイレン等を常備していても、使用期限切れや不足、故障している恐れ、使用方法が分からぬ場合があるため、定期的な点検が必要であることを学びました。

④ 現場には救護を熟知した救護担当が必要である。

作業員全員が応急処置の方法を習得しても、事故の状況がいつも同じとは限りません。担当者を定めることで救護や指導のリーダーとなり、緊急時に迅速な対応が可能となります。

3 考察

(1) 工事に関係する実用型の安全教育が必要である。

今回は、現場での想定訓練を実施しましたが、工事の内容や場所、状況が異なるため、同じ内容の安全教育を実施しても高い効果は望めません。

その現場や工事の内容に合った安全教育を実施するには、急に計画することなく、計画的に安全教育を実施することが必要となります。

- (2) 現場には救護担当を定めるほか、全員が応急処置できる体制が望ましい。
応急処置の方法は何となく知っていても、止血のように誤った処置を施すと逆効果となります。そのためには成果で述べたとおり、救護担当の配置や応急処置の方法を習得することが必要だと思います。
- (3) 請負者のみならず、監督側も意識改革が必要であり、双方の連携により労働災害の発生を未然に防止するよう努める必要がある。
請負者が充分な工期を設定できるよう、早期発注に努めることが必要と思います。
また、監督側も請負者を指導する際、「安全に注意すること。」の一言ではなく、なぜ注意が必要なのか具体的に指示するなど工夫が必要であると実感しました。

4 おわりに

安全教育の実施により、労働災害の発生を軽減することは可能ですが、安全対策に絶対の補償はなく、危険は常に潜んでいます。

今日は企業存続のために、人件費や仮設資材のコストが削減される不況の時代です。

積算するうえで、人件費は計上できても人命費は存在しません。
誰一人欠けることなく、全員が笑顔で完成を迎えられるよう、事故防止を念頭に今後も工事を進めて参りたいと思います。